

手形・電子債権割引申込書

振出人又は電子債権の債務者	申込金額	期 日	割引希望日
	円		
	円		
	円		

割引申込人

上記債権の割引を申込します。

住所	印
社名	
代表者	

取引を代行して行う者の氏名 (代行者がいる場合に記入)

事業の内容

実質的支配者 <input type="checkbox"/> 代表者に同じ 間柄 ()
住所
氏名
外国等 P E P s に 該当する ・ 該当しない
該当する場合その内容

反社会的勢力の排除について

申込人は(株)ジャパン・ファイナンシャル・ソリューションズ(以下JFSといいます)との取引について現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを暴力団員等といいます)に該当しないこと及び(1)から(5)のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないこと、自ら又は第三者を利用して、(6)から(10)のいずれも行わないことを表明・確約します。表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、申込人との取引が継続することが不適切である場合には、申込人は割引債権の全部又は一部について債権金額を現金で直ちに買い戻します。又、申込人に損害が生じた場合にも、JFSになんらの請求をしません。又、JFSに損害が生じたときは、申込人がその責任を負います。(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること(3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること(4)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること(5)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること(6)暴力的な要求行為(7)法的な責任を超えた不当な要求行為(8)取引に関して、脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為(9)風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いてJFSの信用を毀損し、又はJFSの業務を妨害する行為(10)その他これらに準ずる行為